

議案第101号

三田市障害児療育センターの管理に係る指定管理者の指定について

三田市障害児療育センターの管理に係る指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

三田市長 田村克也

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
三田市障害児療育センター
  
- 2 指定管理者となる団体  
神戸市中央区中山手通五丁目1番1号  
公益財団法人ひょうご子どもと家庭福祉財団  
理事長 尾上尚司
  
- 3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで